

# しんかんきょう

社団法人神奈川県環境保全協議会会報

2012. 4  
第 124 号  
(総会特別号)

イラスト提供：池下章裕



*A. Yoshida*

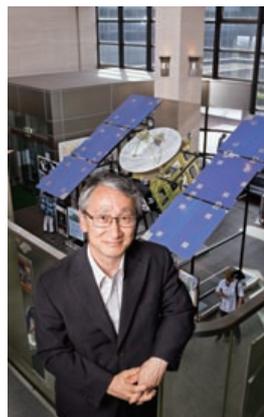
- 本号には総会議案の一部を掲載しました。総会当日にご持参ください。
- 総会に続く記念講演会！

「科学技術が拓く私たちの未来

～小惑星探査機「はやぶさ」の奇跡から～

元「はやぶさ」プロジェクトマネージャー

宇宙航空研究開発機構 教授 川口 淳一郎 氏



# 『省エネ』だけど、 『快適』 という言葉にこだわりたい。

東テクは快適なビルづくりをサポートします。

東テクグループは、半世紀を越える実績と経験に裏づけられた確かな技術力を持ったエンジニアが、様々な建物のあらゆる設備ニーズをキャッチし、最適なソリューションを提案しています。

## 機器販売

パッケージエアコン、チリングユニット、ボイラやポンプ類、中央監視システムなどの豊富な製品ラインナップ。

## 設計・施工

オフィスビルはもちろん、ホール・病院・工場など、用途の異なる多種多様な建物の快適化を総合的なエンジニアリング力で実現。

## 省エネ ソリューション

長年培った空調設備機器技術と計装制御のノウハウにより、顧客のニーズに合ったソリューションをワンストップ＆ワンツーワンにて提供。

## サービス・ メンテナンス

機器の老朽化による故障を防ぐための予防保全や、信頼性を確保するための最適な保守管理を高度な技術力で対応。

グループネットワーク:本店・4支店・17営業所・関係会社4社

 **東テク株式会社**  
Totech Corporation  
東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号

TEL.03-3242-3229 (代)  
<http://www.totech.co.jp/>

東テク

検索

 **日本ビルコン株式会社**  
Nippon Builcon Corporation  
日本ビルコン(株)は東テクのグループの一員です。

## 新商材のご紹介

**クレバリン**  
Cleverin

**事務所・作業環境・居住空間のウイルス・菌や嫌なニオイを99%除去！**

クレバリン発生機が二酸化塩素分子を部屋の隅々まで行き渡らせ、室内空間をいつも快適に保ちます。

施設スペースに装置を置くだけだからすぐに対策完了。ウイルス・菌が飛び交う季節にも効果を発揮。

200㎡クラスの広さまで対応し、事務所・打合せ室・ロビー・ホールなど各スペースの空気を快適にサポート。

生活空間をやさしくつみまします。

クレバリンは大幸薬品が開発した、今注目の衛生管理製品。

ビルや施設の快適環境をお届けする東テクが、

クレバリン発生機のご提案・設置・サポートを責任を持って行います。

**クレバリン発生機**  
LISPASS S

中規模空間まで使える  
クレバリン発生機

ポンと置くだけで使える  
据え置きタイプ



プロフェッショナル企業がしっかり対応するから安心・確実！

お問い合わせ

ヒアリング・  
設置調査

お見積もり

設置  
動作確認

稼働

サポート

大幸薬品正規代理店

 **東テク株式会社**  
Totech Corporation

本社/本店: 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号 東京建物第3室町ビル TEL (03) 3242-3229 (代)

[www.totech.co.jp](http://www.totech.co.jp)

# 会報 しんかんきょう

## もくじ

平成24年4月

NO. **124**  
(総会特別号)

1	第31回通常総会のご案内	
(1)	第31回通常総会次第	1
(2)	第3号議案 定款の変更について	2
(3)	第4号議案 平成24年度事業計画(案)について	3
(4)	第6号議案 任期満了に伴う役員改選について	5
(5)	平成24年度社団法人神奈川県環境保全協議会環境保全表彰	6
	協議会事務局	
2	環境保全アドバイザーが16名になりました	7
	協議会事務局	
3	会員事業所訪問「お元気ですか？」	
	(株)トッパンメディアプリンテック東京 座間工場を訪ねて	9
	三京ダイヤモンド工業(株)本社工場を訪ねて	10
	山崎 美紀	
4	第2回「生物多様性と企業の役割」講座	
	～郷土種による地域本来の環境づくり～を受講して	11
	(株)アルバック経営企画室広報・IR室 川島 優佳	
5	誰でもできる環境活動	
31	エコキャップ運動とは	12
	特定非営利活動法人エコキャップ推進協会	
6	法令・行政の動向	
(1)	環境法令の改正動向について	13
	協議会事務局	
(2)	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に係るQ & A	15
	協議会事務局	
7	協議会の活動状況	18
	協議会事務局	

# 第31回通常総会のご案内

## 第31回通常総会次第

[ 第1部 ] 第31回通常総会 (14:30~15:15) [県民共済みらいホール]

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議事

- 第1号議案 平成23年度事業報告について
- 第2号議案 平成23年度収支決算報告について  
平成23年度会計監査報告
- 第3号議案 定款の変更について
- 第4号議案 平成24年度事業計画(案)について
- 第5号議案 平成24年度収支予算(案)について
- 第6号議案 任期満了に伴う役員改選について

[ 第2部 ] 環境保全表彰 (15:15~15:25)

- 環境保全表彰
- 閉会のことば

[ 第3部 ] 記念講演 (15:45~16:45)

「科学技術が拓く私たちの未来～小惑星探査機「はやぶさ」の奇跡から～」

元「はやぶさ」プロジェクトマネージャー・宇宙航空研究開発機構 教授 川口 淳一郎 氏

[ 第4部 ] レセプション (17:15~18:45) [メルヴェーユ ヴェネツィア]

### 議案資料

- 第1号議案 平成23年度事業報告について・・・総会にてスライドで説明
- 第2号議案 平成23年度収支決算報告について・・・総会にてスライドで説明
- 第3号議案 定款の変更について・・・・・・・・・・本紙2ページ (総会にて定款案を配布)
- 第4号議案 平成24年度事業計画(案)について・・・本紙3～4ページ
- 第5号議案 平成24年度収支予算(案)について・・・総会にてスライドで説明
- 第6号議案 任期満了に伴う役員改選について・・・本紙5ページ

# 第3号議案 定款の変更について

当協議会は、国の公益法人制度の改革を受けて、公益社団法人化を目指すこととしていることから、それに必要な定款の変更議案を提案します。当協議会が「公益社団法人」を選択する理由は、前号（会報123号）に掲載したとおり、公益社団法人となることが、

協議会設立の趣旨と会員の利益につながり、  
認定基準を満たすことが可能であり、  
事務処理の煩雑さ等は事務局の努力で克服可能、  
と考えていることからです。

## 1 定款の変更内容

### (1) 団体名称の変更

名称に「公益」を追加し、公益社団法人神奈川県環境保全協議会とする。

### (2) 制度改革に伴い国等が示した留意事項やガイドラインに沿った変更

ア 総会の権限を明示

イ 役員の選任及び職務・権限を厳格に規定

ウ 総会及び理事会における決議の可決要件の変更

エ 書面決議の方法として電磁的方法を追加

オ 役員の報酬及び損害賠償免除を規定

カ 事業計画及び収支予算を総会の承認事項から報告事項に変更

キ 事務局並びに情報公開及び個人情報の保護を規定

ク 附則に、本定款を公益法人の設立の登記の日から施行する旨及び最初の代表理事を規定

### (3) 現状の活動内容に沿った変更

公害防止や廃棄物の適正処理に加えて、3R、省エネ、地球環境保全など環境問題全般に取り組んでいる現状にあわせて、会の目的及び事業内容を規定した条文を変更するほか、事業遂行に必要な変更を行う。

## 2 今後のスケジュール

平成24年5月30日：定期総会にて定款変更の決議（3/4以上の賛成を要す）

平成24年度秋頃までに：公益社団法人への認可申請

平成25年4月1日：公益社団法人の登記、発足

参考：公益社団法人の特徴

事業目的	公益目的事業を主たる目的とする
行政庁の監督	都道府県知事の監督を受ける。毎年、事業報告、予算書、決算書の提出義務あり
情報の公開	誰にでも閲覧させる
社員の資格	社員資格を不当に制限することができないし、議決権も不当に制限できない
実施費用の制限	公益目的事業の費用が全ての費用の50%以上であること
法人税制	収益事業のみに課税
寄附金制度	特定公益増進法人として優遇

## 第4号議案 平成24年度事業計画(案)について

### 1 事業計画の基本方針

関係行政機関・団体との連携・協力のもと、公益団体として県下事業所における環境保全の取り組みの増進を図り、あわせて会員サービスの更なる向上を目指しながら、各種の教育研修事業や普及啓発事業を積極的に実施する。

### 2 事業計画

事業名		実施内容
1	総会	ア 日時 平成24年5月30日(水) イ 場所 県民共済みらいホール
2	会議	協議会の円滑な運営を図るため、次の会議を開催する。 (1) 理事会 2回(4月、11月) (2) 総務委員会 2回(4月、10月) (3) 企画教育委員会 2回(6月、12月) (4) 広報委員会 2回(5月、9月) (5) 専門部会担当委員会 1回(未定)
3	地区部会活動事業	地域の行政機関、関係団体との連携のもと、地区ごとに研修会を開催するほか、地域の事業等に協力、参画する。 (1) 地域研修会 ア 内容 地域の課題に応じた情報交換と研修 イ 対象 各地区部会の会員事業所 (2) 役員会議 2月
4	公害防止管理者等講習会(環境保全実務者講習会)(県受託予定事業)	公害防止管理者の再教育をとおり、資質の向上を図る。 ア 内容 省エネ、大気、水質、化学物質、廃棄物、土壌等に係る法令及び技術の動向等に関する講習 イ 対象 県内事業所の公害防止管理者及び環境保全担当者 ウ 日程 未定
5	公害防止統括者講習会(トップセミナー)(県受託予定事業)	公害防止意識の喚起と環境管理・監査の導入を促進する。 ア 内容 自主管理のあり方、行政・法規制の動向等に関する講習 イ 対象 県内事業所の公害防止統括者又はその代理者 ウ 日程 未定
6	ISO14001内部環境監査員養成研修会	ISO14001規格の内部環境監査員の養成研修を行う。 (1) 2日間コース：5月9日(水)、10日(木) (2) 個別企業向け1日コース：適宜、会員の要請に応じて開催
7	新ISO14001内部環境監査員ブラシアップ研修会	ISO14001規格の内部環境監査員の再研修を行う。 ア 対象 内部環境監査の経験者 イ 日程 未定

事業名		実施内容
8	生物多様性と企業の役割講座（第3回）	企業現場でできる生物多様性保全のための取組みの実際を学ぶ。 ア 対象 事業所の環境保全担当者等 イ 日程 6月8日（金）
9	環境実務後継者育成講座	環境実務者の世代交替に対応して、後継者育成を図る。 ア 対象 事業所の環境実務の初心者等 イ 日程 1月
10	環境保全視察研究会	優良な環境保全施設を見学し、意見交換等を行う。 ア 対象 会員事業所の環境保全担当者等 イ 日程 2月
11	環境講演会	総会後に、一般参加者も対象とした講演会を開催する。 ア 日程 平成24年5月30日（水） イ 講師 宇宙航空研究開発機構 教授 川口 淳一郎 氏
12	環境保全アドバイザー派遣事業	会員事業所からの依頼に基づき、技術支援や企業内研修会への講師として環境アドバイザー（登録者数：16名）を派遣する。
13	会報の発行	環境保全の技術資料とともに、法令、行政、会員の動向等を提供する。 ア 発行回数 3回（4、8、12月） イ 発行部数 約500部
14	ホームページによる情報提供事業	専門部会担当委員会において、有益な環境報等の収集、分析、データ整備を行い、随時ホームページにより環境情報を提供する。
15	表示板・印刷物等の発行、頒布	県条例に規定がある環境管理事業所や指定事業所の表示板、アイドリリングストップの啓発看板等を会員等の依頼に基づき製作し頒布する。
16	環境保全表彰	環境保全の自主管理を進め、その実績が優れていると認められる事業所・個人を総会の場で表彰し、その栄誉を称える。
17	関係行政機関・団体との連携・協力事業	県・市町村等で実施される環境保全の取組みに連携、協力する。 (1) 環境保全被表彰者の推薦 県政総合センター所長、県農政局長、県知事、環境大臣などの各種表彰被表彰者を推薦する。 (2) マイアジェンダ登録 事業所として、また従業員家族ぐるみの登録を推進する。 (3) エコドライブ推進 荷主として、また社有や従業員所有車両のエコドライブを推進する。 (4) レジ袋削減に向けたマイバック普及 従業員家族ぐるみでマイバッグ使用を推進する。 (5) 電気自動車の率先導入と来客用駐車場への充電器設置 車両の代替時には率先してEVとするほか、来客駐車場に200V電源の普通充電器などを設置し、利便に供する。 新 (6) サイエンスサマー協賛こども環境講座 子供向けの環境講座を開催する。

## 第6号議案 任期満了に伴う役員改選について

役職名	氏名	所属	役職
理事会長	吉村 東彦	日産自動車(株)追浜工場	理事工場長
理事副会長	堀江 秀明	富士フィルム(株)神奈川工場	執行役員神奈川工場長
理事副会長	川上 彰久	(株)さんこうどう	代表取締役
常務理事	青山 尚巳	(社)神奈川県環境保全協議会	事務局長
理事	山木 健一	(株)岡村製作所追浜事業所	事業所長
理事	久保 修	関東化成工業(株)	総務部 主査 兼務 安全衛生環境課 課長
理事	加藤 政裕	中外製薬(株)鎌倉事業所	研究本部研究業務推進部 鎌倉事業所長代理
理事	菊地原秀光	アマノ(株)津久井事業所	生産部長
理事	高杉 和宏	アンリツ(株)	環境推進部長
理事	加賀谷 努	ソニー(株)厚木テクノロジーセンター	厚木総務部マネジャー
理事	長田 圭五	東芝機械(株)相模工場	工務部相模設備課課長
理事	西口 毅	トピー工業(株)綾瀬製造所	設備技術部保全技術グループ
理事	尾高 恵吾	(株)ニコン相模原製作所	所長
理事	杉崎 健司	日立オートモティブシステムズ(株) 相模事業所	相模生産技術課主任技師
理事	高岩 真吾	いすゞ自動車(株)藤沢工場	総務人事部業務グループ 藤沢安全健康管理
理事	小島 利春	市光工業(株)	総務部総務課課長
理事	佐藤 裕稔	関西ペイント(株)平塚事業所	事務部安全環境課係長
理事	兼田 昌人	(株)神戸製鋼所藤沢事業所	製造室長
理事	井出 勝則	東邦チタニウム(株)茅ヶ崎工場	環境安全事務局
理事	稲田 秀樹	JX日鉱日石金属(株)倉見工場	環境安全室主任技師
理事	菅原 晋太	日産車体(株)	安全環境部長
理事	高橋 毅	(株)日立製作所ITプラットフォーム 事業本部	環境管理センタ環境統括室長
理事	毎田 正雄	三菱樹脂(株)平塚工場	環境安全品証部長
理事	板谷 行生	(株)カネボウ化粧品小田原事業場	技術戦略グループ
理事	南場 徹也	クボタシーアイ(株)小田原工場	EMS事務局
理事	河村 和之	(株)DNPアイ・エム・エス小田原工場	総務部小田原総務課課長
理事	井出 吉洋	富士ゼロックス(株)竹松事業所	環境安全担当マネージャー
監事	武田 純一	味の素(株)川崎事業所	総務・エリア管理安全・環境グループ
監事	木股 宏章	(株)中外医科学研究所	代表取締役社長

## 平成24年度社団法人神奈川県環境保全協議会 環境保全表彰

受賞者名	所在地 (個人：所属事業所名)	功績の概要
(株)荏原製作所 藤沢事業所	藤沢市	行政との密なる連携のもと、排水問題を克服するとともに、本業では省力化、省エネ、熱再利用の一貫システムを社会に提供。地域との関わりに重点を置き、小学生を対象としたどんぐり拾いの行事、協議会の生物多様性講座開催への協力など多彩に取り組んでいる。
ホーム食品(株)	綾瀬市	ガス炊き貫流ボイラーの最適化運転、氷蓄熱の冷凍機、夜間電力利用など、電力使用の平準化、省エネ活動及び排気ガスのクリーン化を推進。排水は活性汚泥処理と膜ろ過を採用。汚泥は菌体肥料に、豆腐製造に伴うおからは乾燥処理後に牛の飼料やキノコの培地に再利用といった環境配慮を行っている。
日本端子(株) 大磯工場	中郡大磯町	RoHSやPRTR法の指定物質の削減、洗浄剤排気の完全密閉化を行ったほか、簡易デマンドシステム導入などの省エネ対策の環境負荷低減に取り組んだ。また、積極的に公害防止管理者をはじめとする有資格者の育成に努めた。工場見学の受け入れなどの地域貢献も果たしている。
宇佐美 隆光	富士ゼロックス マニュファクチャリング(株) 竹松事業所	一貫して関係会社を含めた環境保全・公害防止関連業務を担当するとともに、環境管理システムの構築、認証取得、ISO14001事務局を担当している。
大村 幸司	(株)ニコン 相模原製作所	公害防止管理者として特定施設の遵法状況の監視に努めているほか、ISO14001内部環境監査員として継続的改善に取り組んでいる。
倉林 喜蔵	わかもと製薬(株)	ISO事務局としてISOシステムの継続的改善等に取り組み、環境負荷の低減ならびに地域社会に密着した活動を展開している。
柴田 実	日立オートモティブシステムズ(株) 厚木事業所	動力・施設管理、保全の業務を主体に、事業所の省エネ、資源循環・有効利用等に尽力し、照明電力の削減、水性切削油の再生処理装置の導入による廃棄物処理費の削減などを果たしている。
花澤 誠	三共プロファーマ(株) 小田原工場	ISO事務局員として、また公害防止管理者として、不適合事象件数の削減、水質基準の遵守及び大気保全に貢献している。
村松 守	日本アイ・ビー・エム(株) 大和事業所	大和綾瀬廃棄物対策協議会から始まり、現在の神環協・大和綾瀬分会及び県央地区部会の役員を努めながら、社内において公害、廃棄物対策に邁進している。

# 環境保全アドバイザーが16名になりました

環境保全アドバイザーとは、会員企業や行政OBをはじめとする有志を募り、当協議会に登録し、ボランティアにて会員企業の環境保全の取組みをお手伝いする制度で、主に次の活動を行っています。

会員企業に対して、公害防止施設の改善及び環境保全に係る指導助言

会員企業が主催する環境保全に係る講習会等の講師

(社)神奈川県環境保全協議会が主催する講習会等の講師

このたび、これまでの登録者9名に加えて、下記の太枠欄のとおり新規に7名の方々が登録されました。今後の活躍を期待します。

環境保全アドバイザーのお手伝いを必要とする場合は事務局までご連絡ください。

## 環境保全アドバイザー登録者一覧

登録番号 登録年月日	登録者名	所 属	登録専門分野											
第16-1号 H16.5.26	神田 英治	(株)日立アーバンインベストメント 管理本部環境センター												
第16-2号 H16.5.26	山岡 憲一	菱栄テクニカ(株) インフラ事業部												
第16-4号 H16.5.26	木村 信幸	元三菱電機(株) 鎌倉製作所EMS推進センター												
第16-7号 H16.10.1	若松 郁夫	アズビル(株) 湘南工場環境安全グループ												
第17-1号 H17.10.1	坂山 幸平	元三菱電機(株) 情報技術総合研究所												
第21-1号 H21.6.18	長峯 長次	元三菱電機(株) 情報技術総合研究所												
第21-2号 H21.11.20	大橋 敬夫	神奈川県環境農政局環境部環境計画課												
第21-3号 H21.11.20	数野 賢治	元横浜市環境創造局環境管理課												
第22-1号 H22.5.12	長 康夫	元富士フイルム(株) 東京本社												
第23-1号 H24.3.16	石川 憲男	菱栄テクニカ(株) インフラ事業部												
第23-2号 H24.3.16	小松 秀次	(株)石勝エクステリア												

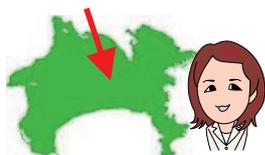
第23-3号 H24.3.16	山下 知子	(株)日立アーバンインベストメント																	
第23-4号 H24.3.16	阿部 豊	日産自動車(株)																	
第23-5号 H24.3.16	武 繁春	(社)神奈川県環境保全協議会																	
第23-6号 H24.3.16	川口 正人	(株)日立製作所 ITプラットフォーム 事業本部神奈川事業所																	
第23-7号 H24.3.16	竹内 秀年	三菱電機(株) 情報技術総合研究所 兼 環境推進本部																	

(注) 登録専門分野 : 大気、 : 水質、 : 廃棄物、 : リサイクル、 : 土壌・地下水、 : 環境アセスメント  
: 騒音・振動、 : 悪臭、 : エネルギー、 : 化学物質、 : 環境法令、 : 環境管理・監査  
: 環境教育、 : 地球環境問題、 : 環境全般、 : その他

### 新しい環境保全アドバイザーの横顔

石川憲男アドバイザー	小松秀次アドバイザー	山下知子アドバイザー	阿部豊アドバイザー
<p>日々変わる環境法令や環境管理に対する事業者の改善取組について、現在の環境管理業務と経験を生かしてお手伝いさせていただきます。</p> 	<p>造園会社に勤務するからわら、地元のNPOで里山の再生活動や樹木医として樹木の診断治療をしています。得意分野でお手伝い出来れば幸いです。</p> 	<p>主にグループ内の環境教育、環境監査を行っています。2児の子育てに奮闘中。「母」のように皆様の相談に答えたいと思います。</p> 	<p>自動車生産工場における環境&amp;IT業務の経験を生かし皆様のお役に立てるよう頑張ります。協議会の皆様との情報交換も楽しみにしております。</p> 
<p>武繁春アドバイザー</p> <p>35年の行政経験と3年の協議会経験を生かしながらお手伝いさせていただきます。山梨に借りている古民家(古いだけですが)での研修会も歓迎です。</p> 	<p>川口正人アドバイザー</p> <p>事業所施設管理に12年の経験。協議会ホームページから発信している「環境法令トレンド」を2年前から分担執筆しています。</p> 	<p>竹内秀年アドバイザー</p> <p>環境は大学、本社、事業所、関係会社含めて25年のキャリア。廃棄物・リサイクルが得意分野。かながわの「環境」のため頑張ります。</p> 	

## 会員事業所訪問⑨ お元気ですか？



今回は県央部 座間市の事業所です！

## ㈱トッパンメディアプリンテック東京 座間工場を訪ねて

協議会事務局 山崎美紀

㈱トッパンメディアプリンテック東京の座間工場は、県央部の座間市に位置し、朝日新聞社の首都圏印刷工場であった朝日新聞座間ステーションを前身として、1988年（昭和63年）4月に稼働を開始しました。2009年4月からは現在の㈱トッパンメディアプリンテック東京が座間工場の運営を引き継ぎ、当協議会には1988年10月に入会されました。事業は朝日新聞の朝夕刊の印刷、また2010年からは東京新聞の一部受託印刷を始めているとのこと。配布エリアは、静岡県東部、川崎の一部を除く神奈川県全域、東京都多摩地域の一部となっているそうです。

朝日新聞の全国発行部数の約8%がここ座間工場で印刷されているとのこと。製造工程は、刷版印刷梱包発送となっており、工場から直接地域の販売店へ運送されています。従前は、本社から受信した紙面をいったんフィルム版に焼き付けて刷版を作っていましたが、現在はアルミ版に直接レーザーで焼き付けて刷版を作るため、フィルムが不要となり、資源の節約と刷版の精度を向上させたそうです。



(工場外観)



(高速輪転機)

環境活動としては、2009年にISO14001を取得、月1回環境委員会を開催。新聞生産工程から出る廃液の適正処理、「アルミの版材」は有価リサイクルに努めています。廃棄物集積所を「資源活用室」と称して、徹底した分別にも取り組んでおり、生ごみ処理機を設置して、食堂からの残飯などを堆肥化し、低農薬の栽培農場に引き取ってもらっているそうです。近い将来、その堆肥を使った野菜を食堂用の食材として仕入れたいとのことでした。地域活動としては、県内外問わず年間約3000名の小学生の見学を受入れており、最近の工場見学ブームの影響もあって年々増加しているとのこと。その他には、地元の座間工業会主催の「座間ふるさと祭り」で朝日新聞社提供の本を古本として販売し、その売上金を「座間ふれあい振興会」へ寄付しているそうです。また、当工場は「みどりの協定区域」として、1986年（昭和61年）に神奈川県協定を結んでおり、市道10号沿いのカツラ並木遊歩道も工場の敷地ということでベンチを設置、周辺住民の憩いの場となっています。また、遊歩道の花壇を所属ごとに管理するなど、地域と共生した活動にも積極的に参画しています。交通量の多い国道246号沿いのエントランスの205㎡ほどの池の浮島に昨年6月にカルガモが営巣し、可愛いヒナの姿も見られ、ひとときの癒しの場となったそうです。

ご対応いただいた小川課長様から「随時工場見学を受けているので多くの方に来場して欲しい」とのお言葉がありました。毎日、何気なく読んでいる新聞、一つの製品として様々な工夫がなされていることをあらためて知ることの出来た事業所訪問となりました。

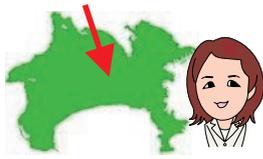
環境活動としては、2009年にISO14001を取得、月1回環境委員会を開催。新聞生産工程から出る廃液の適正処理、「アルミの版材」は有価リサイクルに努めています。廃棄物集積所を「資源活用室」と称して、徹底した分別にも取り組んでおり、生ごみ処理機を設置して、食堂からの残飯などを堆肥化し、低農薬の栽培農場に引き取ってもらっているそうです。近い将来、その堆肥を使った野菜を食堂用の食材として仕入れたいとのことでした。地域活動としては、県内外問わず年間約3000名の小学生の見学を受入れており、最近の工場見学ブームの影響もあって年々増加しているとのこと。その他には、地元の座間工業会主催の「座間ふるさと祭り」で朝日新聞社提供の本を古本として販売し、その売上金を「座間ふれあい振興会」へ寄付しているそうです。また、当工場は「みどりの協定区域」として、1986年（昭和61年）に神奈川県協定を結んでおり、市道10号沿いのカツラ並木遊歩道も工場の敷地ということでベンチを設置、周辺住民の憩いの場となっています。また、遊歩道の花壇を所属ごとに管理するなど、地域と共生した活動にも積極的に参画しています。交通量の多い国道246号沿いのエントランスの205㎡ほどの池の浮島に昨年6月にカルガモが営巣し、可愛いヒナの姿も見られ、ひとときの癒しの場となったそうです。



(池を泳ぐカルガモの親子)

—掲載内容についてのお問合せ先—  
㈱トッパンメディアプリンテック東京  
管理部 座間総務課 課長 小川 将彦  
(046)252 - 2131

## 会員事業所訪問⑩ お元気ですか？



今回は県央部 海老名市の  
事業所です！

## 三京ダイヤモンド工業(株) 本社工場を訪ねて

協議会事務局 山崎 美紀

三京ダイヤモンド工業(株)本社工場は、県央部の海老名市に位置し、1966年（昭和41年）にダイヤモンド工具メーカーとして操業を開始しました。1985年（昭和60年）には事業拡張のため現在の海老名市本郷に工場を移転。2005年（平成17年）に「日立工機株式会社」のグループ企業となり、当協議会には、1978年（昭和53年）に入会されております。事業は各種ダイヤモンド工具の製造・販売で主に建築・土木・石材分野で使用するダイヤモンドカッターと精密加工分野で使用するダイヤモンドホイールとのことで、当工場ではダイヤモンドホイールを製造しています。他の事業所として三重県名張市にダイヤモンドカッターを生産する工場をもち、全国5か所に営業所があり国内だけではなく海外にも進出しておられオランダに現地法人を設置しています。ダイヤモンドカッターには、コンクリート切断用やタイル切断用また、御影石などの石材切断用など多様な用途向けがあります。実物を見させて頂きましたが私にとっては初めてみる工具でとても特殊なものでした。製品市場は国内向けがほとんどで欧米を中心とした海外向けにも販売されているそうです。国内需要は減少傾向であるとのことでしたが、今回の大震災を教訓に災害現場で使用される「救助用」の製品開発にも力をいれていきたいとお話でした。



工場外観



ダイヤモンドホイール

皆さんご存じのとおり、ダイヤモンドは地球上で最も硬い鉱物です。その硬い性質と高度の粉末冶金技術によってあらゆる物質を「切る・削る・磨く」ことが出来るダイヤモンド工具に生まれ変わります。女性の憧れる「ダイヤモンド」ですが、見せていただいた「人工ダイヤモンド」も光り輝く綺麗な粒子でした。なお、ダイヤモンドパウダーは生産のほとんどが海外とのことでした。



SDカッター

タイル切断用

コンクリート切断用

右記写真「SDカッター」は1986年（昭和61年）に第11回発明大賞を受賞、また科学技術庁長官賞も受賞しており、切れ味と耐久性に優れ、ロングセラーの商品とのことです。カッターにはそれぞれユニークな商品名がついており、伺うと開発担当と営業担当でネーミングを考えるそうです。「楽に切れます！」「よく切れます！」と想像させる、分かりやすいネーミングだと感心しました。他にも「切断名人」、「ブロック職人」「赤いイナヅマ」などもありました。環境活動については、2006年（平成18年）にISO14001を取得、各セクションからなる環境推進センターを組織し、更なるスパイラルアップに努めているとのことです。認証取得の際は、工場敷地が隣住宅と密なため、騒音防止対策は徹底されたそうです。また、カッター製造部門の他県移転に伴い、製造工程からの廃棄物やそれに伴う汚泥などもごく少量になったとのことです。地域活動としては、地元厚木地区の廃棄物対策協議会に参画、また「相模川美化キャンペーン」等での清掃活動などに協力しているとのことでした。場内の緑化も定期的に入れられており、とても整然とした工場の印象でした。今後も次々とユニークなネーミングのロングセラーの商品が生まれることを期待して、工場をあとにしました。

－掲載内容についてのお問合せ先－

三京ダイヤモンド工業(株)本社工場  
管理部 総務課 課長 石井 研次  
(046)238 - 6161

## ■ 第2回「生物多様性と企業の役割」講座 ～郷土種による地域本来の環境づくり～を受講して ■

(株)アルバック 経営企画室 広報・IR室) 川島 優佳

「生物多様性と企業の役割」の第2回目となる講座が、1月27日(金)に(株)荏原製作所 藤沢事業所及び藤沢市稲荷の森にて開催されました。

今年の冬は、多くの地域で平年に比べ寒い日が続き、また、記録的な大雪が降っている地域もあることに加え、関東地方でもこの講座が開催される1週間ほど前に雪が降り大変心配をしましたが、当日は穏やかで暖かい日と恵まれました。

最初に、会場をご提供いただいた(株)荏原製作所 藤沢事業所長 川崎様と環境管理グループ長 関様から「荏原製作所における生物多様性の取り組み」を紹介していただきました。(株)荏原製作所殿では、昨年「生物多様性ガイドライン」を制定し、生物多様性についての教育も積極的に実施されています。特に藤沢事業所内では、十数年前から除草剤を排除するなど緑地に手間をかけて管理を施し、従業員が安心して休憩時間に芝生に腰をかけられるようになっていました。さらに、事業所内には2m×5m(貯水量2m<sup>3</sup>)のビオトープがあり、従業員とその家族を対象にした自然観察会も実施されています。このような具体的な(株)荏原製作所殿の取り組み事例は大変参考になりました。

つぎに、「郷土種を用いた環境づくりとは」というテーマで(財)地球環境戦略研究機関国際生態学センターの林様から、「郷土種」、「植生」を中心に郷土種を用いた森林再生の取り組みを、事例紹介を交えて紹介していただきました。その中でも印象的だったのは、日本国内で自然の森が残っているのは、神社などに残る「鎮守の森」だということ。その森もこの30年で大きく変化し、3分の1が消失しているという事実です。そして、常緑広葉樹林域では、本来の潜在自然植生域がわずか0.06%しか残っていないということです。それらの森は、潜在植生を調べる有用な手掛かりとなり、自然災害にも強く、生物を育む基盤になることを知りました。

午後は、神奈川県森林インストラクター・NPO法人藤沢グリーンスタッフの有志の皆様の実技指導のもと、稲荷の森にて樹木の間伐作業を体験しました。作業は、数人の班に分かれ、樹木を根元から伐採、枝打などを協力しながら行いました。幹周囲長が15~20cm程度の樹木でも切り倒すと大きな衝撃があり、あらためて危険が伴う作業だと実感しました。一方で、その危険な作業も周囲の安全を確かめ、手順を踏めば安全に作業が進められることや、間伐の後では、森林の景色が開かれ、治安の維持の観点からも重要な役割を果たしていることがわかりました。

日本経済新聞社が実施した「第15回環境経営度調査」(製造業・非製造業 回答合計719社)で、原材料調達で生態系に配慮しているとした企業は、「今後取り組む予定」を含めて51%(370社)を占めています。また、企業だけでなく地域の方にとっても生物多様性についての取り組みへの関心が高いことが、今回の講座に沢山の地域の方が参加されたことからよくわかりました。



弊社の生物多様性に関する取り組みは、まだ具体的な予定がない状況ですが、今後、その重要性を認識し検討していく機会を設けていきたいと思っております。

(株)荏原製作所殿には一日会場を提供いただいた上、予定にはなかったショールームまでご案内いただきました。また、本講座を主催された環境保全協議会および(財)かながわトラストみどり財団の事務局の方には、講座に参加させていただくという大変貴重な機会を与えていただきました。末筆になりましたが、紙面をお借りして御礼申し上げます。





## エコキャップ運動とは

### <運動のきっかけ>

当活動が、神奈川県的女子高校生たちのペットボトルのキャップを捨てるのは「もったいない」という思いから始まり、その後、全国の学校へと広がるなか、子供たちが環境のことや世界の貧困について学び語り合い、私たちもその課題解決の一助になりたいと、キャップを集める姿は素晴らしい取り組みへと発展して参りました。

こうした子供たちの力により拡大を続けてきた当活動が、今度は、地域の中小企業に、ペットボトルのキャップのリサイクルという新しいビジネスを提供し始めています。

### <3つの効果>

キャップをゴミとして捨て焼却処分されると、炭酸ガスの発生源（ペットボトルのキャップ400個を焼却した場合に発生する炭酸ガスは3.150g）になり地球環境を破壊する事にもなります。

地球温暖化の進行が心配されているなかで、キャップを分別回収し再資源化を促進することで、炭酸ガスの発生抑制に寄与できると同時に、売却益で世界の子どもの命を救う事が出来るとしたら、未来への素晴らしい贈り物になると思っています。

身近にある小さな「ペットボトルのキャップ」を回収することで、資源の再活用、地球環境の保護、ワクチンによる子どもの救済といった3つの効果があると思っています。

### <地域、世代間の絆>

子どもから高齢者まで誰でもが参加できます当活動は、小さなキャップを通じて未来を担う子どもたちが社会の一員として、世界規模でものを考え行動するきっかけを提供し、地域の中小企業の活性化を促進し、国民全員参加で地域、世代間の新たな絆を創造する原動力となるものと思っています。

### <実績>

キャップの提供には、個人から企業（神奈川県の参加企業数6,327社）、学校、労働組合、その他沢山のグループなどさまざまな人達に参加して頂いています。平成19年9月にエコキャップ推進協会を設立し、平成20年2月には内閣府からNPO法人として認証されました。設立以降、平成23年12月までに、ワクチン購入代金6千260万円を（世界の子どもにワクチンを日本委員会）に、東日本大震災の被災地、岩手県、宮城県、福島県それぞれの県に義援金1千万円（合計4,000万円）を寄付、今日までに合計1億260万円が寄付されています。

ワクチン代 寄付				
No.	年月	金額	寄付先	名目
第1回目	平成19年12月	236,060 円	JCV	ワクチン代
第2回目	平成20年06月	654,542 円		
第3回目	平成20年10月	2,235,300 円		
第4回目	平成21年05月	5,378,000 円		
第5回目	平成21年11月	10,100,000 円		
第6回目	平成22年06月	15,000,000 円		
第7回目	平成22年11月	18,000,000 円		
第8回目	平成23年12月	11,000,000 円		
ワクチン代合計		62,603,902 円	ポリオワクチン 3,130,195 人分	



JCV理事長 堀川佳代子様(右)

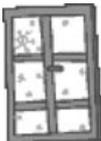
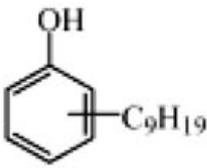
エコキャップ推進協会理事長 藤沢 久美様(左)

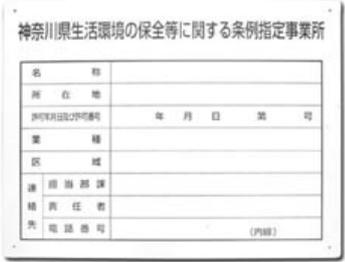
— お問合せ先 —

〒231-0047 横浜市中区羽衣町3-63 羽衣ビル2F  
 TEL (045)250-0294(代) FAX (045)250-0295  
<http://ecocap007.com/>

## 環境法令の改正動向について

協議会事務局

	改正・公布の状況と今後の見通し
第4次環境基本計画(案)	<p>環境基本法に基づき国が定める環境分野の総合計画で、6年前に定めた第3次計画の次を担うもの。東日本大震災と原子力発電所自己を踏まえ、エネルギー・温暖化対策の一体的な見直し、災害廃棄物処理などの記述が盛り込まれている。</p> <p>3月下旬までのパブリックコメントを経て、中央環境審議会からの答申、閣議決定の運びとなるが、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。」との記述の成り行きが注目される。</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14910">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14910</a> (環境省 3/2)</p>
環境報告ガイドライン2012年版(案)	<p>現行の2007年版を改訂するもので、環境マネジメントの記述の大幅追加、設定目標の明確化のためのKPIの定義、パフォーマンス指標として災害・事故を考慮した有害物質等の漏出情報の追加、生物多様性に関する情報の充実など、がポイントである。</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14872">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14872</a> (環境省 2/23)</p>
再生可能エネルギー分野の関連法	<p> 内閣府行政刷新会議のワーキンググループが再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制改革案を取りまとめたのを受けて、建築基準法、工場立地法(1月、太陽光発電施設の生産施設面積率の上限を50%から70%に拡大済み。)などの法令において、順次、規制緩和などが行われていく。</p> <p><a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/meeting/2011/energy/120202/agenda.html">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/meeting/2011/energy/120202/agenda.html</a> (行政刷新会議)</p>
省エネ法	<p>電力需要のピーク対策の必要から、需要側が系統電力の使用を削減する取組みを評価する。窓、断熱材などの建築材料にトップランナー制度を導入する、といった方向の改正案が今国会に提出されている。</p> <p> <a href="http://www.meti.go.jp/press/2011/03/20120313001/20120313001-4.pdf">http://www.meti.go.jp/press/2011/03/20120313001/20120313001-4.pdf</a> (3/13要綱)</p>
水質汚濁防止法	<p>有害物質を使用や貯蔵する施設の設置者等について、届出規定や、地下水汚染の未然防止のための構造基準、定期点検義務の創設を内容とする改正が昨年6月に公布され、環境省令の公布は3月27日、本年6月1日に施行される。細部を定める「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(案)(第1版)」は下記の環境省のHPに掲載されている。</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/breif_mat02-1.pdf">http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/breif_mat02-1.pdf</a>      また、1,4-ジオキサンについて排水基準を設定する等の専門委員会答申が出された。  <a href="http://www.env.go.jp/council/toshin/t09-2302.pdf">http://www.env.go.jp/council/toshin/t09-2302.pdf</a> (3/7答申)</p>
環境基準	<p> 亜鉛(Zn)に続いて、水生生物の保全の観点からノニルフェノール(界面活性剤の一種、ノニルフェノールエトキシレートの生物分解により生成)について水質環境基準を設定することが、中央環境審議会の第一次答申として出された。この物質は過去、内分泌かく乱作用を疑われた物質だが、今回はこれに関する評価は行われていない。</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19539&amp;hou_id=15016">http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19539&amp;hou_id=15016</a> (3/7答申)</p>

<p>化学物質管理法 (PRTR法)</p>	<p>化学物質安全データシート (MSDS) と欧州のGHSとの整合をはかるため、提供すべき情報として、これまで任意規定であった「火災発生時の措置」などの情報を義務規定とする内容の省令が改正される。純物質はこの6月、混合物は平成27年4月の施行予定としている。  <a href="http://www.meti.go.jp/committee/summary/0003060/003_haifu.html">http://www.meti.go.jp/committee/summary/0003060/003_haifu.html</a>  (経済産業省 2 / 1)</p>
<p>環境基本法を含む環境関連13法</p>	<p>大気汚染防止法、廃棄物処理法など環境法令では放射性物質は適用除外とされているが、この1月の「放射性物質汚染対処特別措置法」の施行により放射能によって汚染された廃棄物の処理が規定されたりしたことに伴い、環境法令中の適用除外規定を削除するための改正案が今国会に提出される。</p>
<p>PCB特別措置法</p>	<p>保管中PCB廃棄物の処理は、東京都内分を優先していることから、神奈川県内の大手事業者保管分の本格的処理開始は、日本環境安全事業(株)によれば平成27年度位からを想定しているとのこと (最終決定は東京都と3県の環境部署の協議による。) 協議会ホームページ「お知らせ」欄に詳細記事を発信中です。加えて、安定器・汚染物の処理体制が未整備であり、こうした諸課題について環境省では検討委員会にて議論を続けている。</p> 
<p>食品リサイクル法</p>	<p>食品廃棄物の3Rの中でも低調な発生抑制の取組みについて、同法では基準の発生源単位以下とするよう求めていることから、これまでの事業者からの定期報告を基にして、業種ごとに、売上高等に応じた発生抑制の目標値を設定した。  平成24年4月、16業種について発生抑制目標値の暫定的実施、  平成26年4月、発生抑制目標値の本格実施の見込みとなっている。  <a href="http://eco.goo.ne.jp/news/law/law_20120223_264.html">http://eco.goo.ne.jp/news/law/law_20120223_264.html</a> (環境省 2 / 23)</p>
<p>小型電気電子機器リサイクル法(案)</p>	<p>環境省では、電子レンジ、電話機など家電リサイクル法対象品目以外の小型電気電子機器のリサイクルに向けた法律案を今国会に提出し、平成26年度の全面施行を目指すとしている。  なお、事業所から排出される機器についても対象とするも、マニフェストの交付などの廃棄物処理法のルールにのっとることとなる見込みである。  <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14767">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14767</a> ( 1 / 31答申)</p> 
<p>県生活環境の保全等に関する条例</p>	<p>指定事業所の手続き制度の変更、化学物質の排出状況等の届出制度の新設、土壌汚染対策法との重複規定の整理などを内容とする条例改正が行われている。  平成23年7月22日、改正条例の公布、  平成24年2月から3月にかけて、県内5箇所にて県主催の説明会、  平成24年3月30日、施行規則の公布、  平成24年10月1日に全部施行される。  (改正条例に関するQ&amp;Aを15ページに掲載しました。また、条例・施行規則の条文は協議会ホームページ「お知らせ」欄からご覧ください。)</p> 

・環境法令の改正トレンド情報 (公布済みのもの) については、当協議会ホームページ「環境法規・行政」欄からご覧いただけます。

# 県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に係るQ & A

協議会事務局

神奈川県生活環境の保全等に関する条例が昨年7月に、また、この3月30日には施行規則が改正され、本年10月から施行されます。協議会として、今回の改正に関する想定質問を作成し、県大気水質課長から以下のとおり回答を得ました。

Q 1 「指定施設」の範囲を見直して、追加や削除があったとのことですが、それに該当した場合はどのように手続きをとったらよいのですか？(条例第2条関係)

A 1 条例第15条では、新たに規定された指定作業と指定施設の取扱いに関する経過措置を定めていますが、追加された指定施設により新たに指定事業所となったときは、第3条の許可(指定事業所の設置の許可)を受けたものとみなすこととしています。

このみなし事業者は、3月以内に、条例第3条第2項に掲げる事項(許可申請に必要な書類)を知事に届出いただくこととしていますので、該当する事業者の皆様はご注意ください。

なお、既に指定事業所として許可を受けている事業所において、このたびの改正に伴う変更や廃止の手続きは不要です。

Q 2 私の工場は「指定事業所」として許可を受け、施設の変更時などの手続きをとってきていますが、その手続きに関して何か変更がありますか？(条例第8条関係)

A 2 これまでの条例では、施設変更時における手続きを、「変更の許可申請」、「変更の事前届出」及び「変更の事後届出」の3つに区分していましたが、改正後は、「変更の許可申請」と「変更の事後届出」の2つの手続きに区分されます。この結果、これまで事前届出としていた「指定施設の構造の変更」など一部の変更にあたり、予測値が増大する場合等は、「許可申請」が必要となる場合がありますので、県政総合センター又は所管する市(以下「関係窓口」といいます。)にお問い合わせの上、手続きに漏れないようお願いいたします。

Q 3 軽微な施設の変更の場合は、これまでの変更許可の手続きから事後届出で済むようになったとのことですが、軽微な変更とはどのような場合ですか？(条例第8条関係)

A 3 軽微な変更については、規則第11条で、次の3つの条件のいずれにも該当しない変更であるとしています。排水の排出先の変更等にあたり、変更前よりも規制基準が厳しくなる変更、指定施設の種類や規模、能力の変更等にあたり、予測値が増大する変更、指定作業の種類の変更等のいずれにも該当しない変更となりますが、詳細については関係窓口にご確認をお願いします。

Q 4 私の工場はこれまで「環境管理事業所」の認定を受けてきていましたが、新しく生まれた「環境配慮推進事業所」という仕組みとの違いは何ですか？(条例第19条の2関係)

A 4 環境管理事業所は、環境管理・監査を適切に行っている事業所を知事が認定するものですが、こうした環境管理事業所において、継続的な取組みを進めている事業所で、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している事業所は、さらに、環境配慮推進事業所として登録できる制度を設けました。

なお、環境管理事業所の認定を受けると変更に係る許可手続きを免除していましたが、これをこのたびの改正で環境配慮推進事業所として登録を受けた事業所に対する扱いとするよう変更しました。

Q 5 「環境配慮推進事業所」となるための登録要件はどのようなものですか？また、その手続きはどのように行えばよいのでしょうか？(条例第19条の2関係)

A 5 環境配慮推進事業所の登録要件は、環境への配慮状況、化学物質の管理状況、環境に係る組織体制の整備状況の3つの区分ごとに定める具体的な評価項目に関して、一定の水

準が確保されていることをもって登録できることとしています。

なお、こうした要件のほか、周辺の地域住民等との生活環境の保全に係る協定を締結している場合などについても登録できることとしています。登録に関する詳細は関係窓口にご相談ください。

Q 6 すべての指定事業所は、今後、定期的に、化学物質の自主的な管理の状況の報告をしなければならないとのことですが、どのような化学物質が対象なのか、またその化学物質を取り扱っていない場合は報告はしなくてもよいのでしょうか？（条例第42条の3関係）

A 6 排出ガスに含まれる排煙指定物質、排水に含まれる排水指定物質の種類、当該指定事業所で製造し、使用し、処理し、又は保管している特定有害物質の種類及び事業活動に伴って発生する炭化水素系特定物質の種類が報告の対象となる化学物質です。

なお、それらの化学物質を使用していない場合でも、使用していない旨の報告は必要となりますので、ご注意ください。

Q 7 事業者の責務として「環境情報の提供」が規定されましたが、パンフレットのようなものを作成して、地域住民に配布するようなことが求められているのでしょうか？（条例第97条関係）

A 7 環境情報の提供については、紙面による報告書やホームページ等による伝達形式、意見交換会などの対話形式、近隣住民等を対象とした説明会などの報告形式など、様々な方法を想定しています。環境情報の提供の具体的な方法等については、今後、策定する指針で定める予定としています。

Q 8 私の工場では、業務拡大を目指して先端技術の導入を検討していますが、そのような場合、周辺環境配慮計画書なるものを提出しなければならないのでしょうか？（条例第99条関係）

A 8 周辺の地域の環境への配慮が特に必要な事業を新たに行おうとする者については、事業所の近隣住民等に環境情報を提供することを義務付けました。

具体的な事業は、マイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジー等の先端技術を用いて化学物質の反応、分解、合成等又は生物の遺伝子の組換えを行う作業や廃棄物焼却炉を用いて廃棄物を焼却する作業などが該当します。この情報提供に際しては、「周辺環境配慮計画書」を事前（14日前まで）に知事に提出することとしており、知事は、必要な助言、指導を行うことができることとしました。

いずれの場合も施設の規模要件や従業員数により適用が異なりますので、関係窓口にご相談ください。

Q 9 条例第7章の土壌、地下水の規定が大きく改正されていますが、これまでの規定との違いは何ですか？（条例第7章関係）

A 9 主な変更内容は、自主調査で判明したものを含めた土壌汚染に関する努力規定等を追加したこと、知事は、土壌調査方法及び汚染土壌による公害防止措置に関する指針を定めるものとしたこと、特定有害物質使用地に関する規制において、土壌汚染対策法と県条例の規定が重複した場合の条例の適用除外規定の追加や含有量基準の追加など同法との関係整理を行なったこと、特定廃棄物処分場敷地等に関する規定を削除したこと等です。

Q 10 土壌汚染については土壌汚染対策法もありわかりにくいのですが、今回その点は整理されたのでしょうか？（条例第7章関係）

A 10 土壌汚染対策法が適用されない土壌汚染について条例により調査や措置を求める観点から、法と条例の規定が重複して適用されるものについては条例の規定の適用を除外するものとなりました。また、別途指針により定める予定の土壌の汚染状況の調査方法については、法に定める調査方法と可能な限り整合を図る方向とするよう検討を進めています。

Q11 事故が起きた場合は行政機関に通報するよう求められてきていますが、今回の改正により、その事故の範囲は水質汚濁防止法や大気汚染防止法と同じとなったと考えてよいでしょうか？(条例第113条関係)

A11 今回の改正により、水質汚濁に係る事故時等の措置の対象物質を追加しましたが、これにより対象となる事故の範囲が水質汚濁防止法等と同じになるものではありません。例えば、条例では、事業所内で生じた事故だけでなく自動車事故等により公害発生のおそれが生じた場合も通報義務の対象としている等の相違があります。

なお、法律又は条例による通報義務の対象にならない物質であっても、流出することより河川の着色、発泡、魚の死亡等の影響が生ずる場合がありますので、そのような場合には、直ちに行政機関への通報をお願いします。

Q12 今回、国の法律等に合わせて、排水基準や地下水の浄化基準が強化された物質がありますが、これにより国の法律等とすべて一致することになったのでしょうか？(規則別表関係)

A12 今回の改正のうち、排水基準の見直しは、水質汚濁防止法との基準値の整合を図る観点で行ったものですが、地下水の浄化基準の見直しについては、国が行った地下水の水質汚濁に係る環境基準の見直しを受けて同基準を維持するために必要な項目追加等を条例独自の観点から行ったものであり、現時点では水質汚濁防止法に定める地下水の水質の浄化に係る措置命令等の対象物質及び浄化基準とは一致していません。

Q13 屋外燃焼行為の制限を改正したとのことですが、大気汚染防止法や廃棄物処理法でも同様の規定があります。一言で言うと、どのような改正内容なのでしょうか？(条例第49条関係)

A13 これまでは、屋外燃焼行為の制限の規定に違反して燃焼行為を行った事業者に対して、焼却の中止を命令し、命令に違反した場合は罰則を適用していましたが、改正により事業者以外の者に対しても罰則が適用されることとなります。

Q14 今回の改正では低公害車の導入義務が削除されましたが、どうしてですか？(旧条例第89条関係)

A14 本規定は、平成14年10月の改正において、低公害車のうち当時の排出ガス基準に照らして一定基準以上のものを特定低公害車として定め、一定規模以上の事業者に対してその導入を義務付けたものですが、その後の自動車排出ガス基準の強化に伴い、現在では、新車として販売される自動車のすべてが、この特定低公害車に相当する状況になったため、削除しました。

Q15 条例の解釈や対応で迷うことがあるのですが、なにか解説書のようなものはないのでしょうか？また、以前あった条例集を発行してもらえませんか？

A15 条例集や解説書を発刊する予定はありませんが、今後、施行通知を発出する予定としていますので、参考にしてください。

なお、県の例規・規則については、次のホームページで公開しているので、ご確認ください。[https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W\\_login.exe](https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_login.exe)

本条例に関する各地域県政合センターの相談窓口 ☎

横須賀三浦	環境部環境課	046-823-0416 (直通)	
県 央	環境部環境保全課	046-224-1111 (代表)	内線2241 ~ 2244
湘 南	環境部環境保全課	0463-22-9248 (直通)	
県 西	環境部環境保全課	0463-32-8906 (直通)	

(注)：4月1日から、足柄上と西湘の両センターが再編され、県西地域総合センターとなりました。場所は、県小田原合同庁舎内です。

# 協議会の活動状況

## 1 会員の状況 平成24年3月31日現在

区 分	正 会 員	賛助会員	計
前回までの計	3 3 7	1 9	3 5 6
新 入 会 員	2	3	5
退 会 会 員	4	0	4
計	3 3 5	2 2	3 5 7

新入会員（平成23年11月16日～平成24年3月31日） 5社

退会会員 4社

## 2 平成23年度臨時総務委員会

日 時 平成24年1月20日(金)

会 場 横浜市開港記念会館

内 容 (1) 定款変更案について  
(2) 環境保全表彰制度について

## 3 生物多様性と企業の役割講座（第2回）

- 郷土種による地域本来の環境づくり -  
(内容についてはP11参照)

日 時 平成24年1月27日(金)

会 場 (株)荏原製作所藤沢事業所  
藤沢市稲荷の森

受講者 37名

## 4 平成23年度環境実務後継者育成講座

日 時 平成24年1月30日(月) 9:30～16:40

会 場 万国橋会議センター

受講者 29名

内 容 環境法令の全体像を理解する、環境法令の読み（ルール）、法律・条例の申請手続き、排水水・排出ガスの測定、事故時の措置、苦情対応と立入り検査への適切な対応、公害防止に関する環境管理の在り方、グループ演習「環境リスクの気づきが企業を高める」



## 5 生活環境保全条例説明会及び意見交換会

日 時 平成24年2月1日(水) 15:00～17:00

会 場 横浜波止場会館

出席者 30名

## 6 平成23年度第1回地区部会役員会議

【西湘・足柄上地区】

日 時 平成24年2月13日(月) 14:30～17:00

会 場 富士ゼロックス(株)竹松事業所

【湘南地区】

日 時 平成24年2月23日(木) 14:30～17:00

会 場 東邦チタニウム(株)

【県央地区】

日 時 平成24年3月2日(金) 14:30～17:00

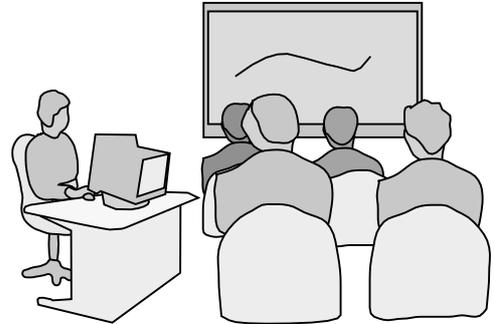
会 場 (株)リコー厚木事業所

【横須賀・鎌倉地区】

- 日時 平成24年3月7日(水) 15:00～17:00  
会場 ヴェルグよこすか  
内容 (1) 会長・県センター所長表彰候補者推薦について  
(2) 平成24年度事業計画（地区部会関連）について  
(3) 次期役員について

7 第2回企画教育委員会

- 日時 平成24年3月16日(金) 15:00～17:00  
会場 横浜市開港記念会館  
内容 (1) 平成24年度事業計画について  
(2) 環境保全アドバイザー登録審査について



去る1月18日(水)、グランドアーク半蔵門において環境保全功労者等環境大臣表彰式が行われ、環境省高山政務官から表彰状が授与されました。

【環境対策に係る模範的取組表彰】

神田 英治 氏 (株)日立アーバンインベストメント  
(氏の功績概要)

(株)日立製作所(神奈川県秦野市)において公害防止の実務に携わった経験をもとに、これまで全国各地において公害防止の研修会講師を担ってきているが、特徴ある講義内容・手法に定評があり、これにより多大の研修効果を挙げ、公害防止管理者をはじめとする環境保全担当者育成に多大な貢献を果たした。



広報委員会

- 委員長 (株)日立製作所ITプラットフォーム事業本部神奈川事業所  
副委員長 市光工業(株)伊勢原製造所  
委員 (株)さんこうどう  
委員 富士フィルム(株)神奈川工場  
委員 三菱樹脂(株)平塚工場  
委員 (株)岡村製作所追浜事業所  
委員 ソニー(株)厚木テクノロジーセンター  
委員 (株)ニコン相模原製作所

会報 しんかんきょう124号 (総会特別号)

- 発行年月日 平成24年4月  
発行人兼 社団法人 神奈川県環境保全協議会  
編集責任者 会長 吉村 東彦  
横浜市中央区日本大通1  
(神奈川県環境農政局内)  
電話 (045) 210 - 8727  
E-mail : shinkankyoku@eagle.ocn.ne.jp  
ホームページ : <http://www.shinkankyoku.or.jp/>  
編集協力 (株)さんこうどう(<http://www.sankodo.ne.jp>)  
製作・印刷 電話 (0466) 27 - 2511



<http://www.miyama.net>

「この世は未来の子供たちからの預かりもの」  
ネイティブ・アメリカンたちは、  
そんな考え方や生き方を語り継いできました。  
未来の子供たちから預かった「今」を生きる私たちにできることは、何か。  
環境というフィールドの中で、  
その答えを出していきたいと思えます。

## CLEAN PRODUCTS®

●環境管理支援システム●資源化コンサルティング●環境アセスメント●一般計量証明事業●作業環境測定事業●環境計量証明事業●建築物飲料水水質検査●ダイオキシン類分析●エコドライブナビゲーションシステム●産業廃棄物の収集運搬・処分・減量化・資源化●環境プラントの開発・設計・施工●生産工程内における酸・金属資源の回収・再生・再利用装置の開発・販売●臭気発生防止対策●発生汚泥の削減提案●有価物のリサイクル●イオン交換樹脂の再生●環境機器の設計・製造●産業機器の設計・製造●化成品の開発・販売●環境管理ソフトウェアの開発・販売●土壌汚染・地下水汚染の調査分析・回復計画・回復事業●地下水浄化・廃水処理装置の設計・製造●工場・プラント設備のメンテナンス●汚染設備等の化学洗浄・解体・処理・浄化

省エネ 熱中症対策 労災防止 温暖化防止  
地球に優しく  
夏は涼しい空調服商品を!

「空調服」は、左右の腰の辺りに取り付けられた2個の小型ファンが  
服の中に外気を取り込み、かいた汗を蒸発させる気化熱で体を冷やす  
涼しく快適にすごしていただくための商品です。

空調ざぶとんシリーズ



空調服シリーズ



空調ベッドシリーズ



空気の流れのイメージ

ファンから服の中に毎秒約20リットル  
(500Kcalシリーズ)の外気を取り込まれます。  
取り込まれた空気は、服と体の間を  
平行に流れ、その過程でかいた汗を  
気化させます。  
体は気化熱を奪われて冷え、服の中  
を通った暖かく湿った空気は、襟元  
と袖口から排出されます。



空気の排出口



制御ボックス  
ファン  
ケーブル

(セット内容)

- ・ 服
  - ・ ファン 2個
  - ・ 制御ボックス
  - ・ ケーブル
  - ・ 取扱説明書
- 電池は別売りです。



軌道製造工場での使用例  
写真提供: 大和軌道製造株式会社様



ゴム成型工場での使用例  
写真提供: 共和工業株式会社様



屋外作業での使用例  
写真提供: 東京街路株式会社様



株式会社メドウニクス

〒242-0017 神奈川県大和市大和東1-5-6  
TEL: 046-260-2083 / FAX: 046-260-2085  
email: satoshi@meadownics.co.jp  
http://www.meadownics.co.jp

